

令和6年9月30日

令和6年度及び令和7年度前半に策定・改定予定の計画について

企画部計画課

1 趣 旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に関し、令和6年度及び令和7年度前半に策定・改定予定の計画について報告する。

2 今回報告する計画 ※次頁以降に計画の概要記載

(1) 既存計画を改定するもの(10計画)

① 現在、議決対象に指定されているもの(3計画)

- | | |
|-------|-------------------|
| [企画部] | ・兵庫県地域創生戦略 |
| [福祉部] | ・ひょうご子ども・子育て未来プラン |
| [環境部] | ・兵庫県環境基本計画 |

② 現在、議決対象に指定されていないもの(7計画)

- | | |
|---------|---|
| [企画部] | ・スマート兵庫戦略 |
| [福祉部] | ・兵庫県社会的養育推進計画 |
| [保健医療部] | ・兵庫県アレルギー疾患対策推進計画
・兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画 |
| [産業労働部] | ・兵庫県地域未来投資促進基本計画
・ひょうご本社機能立地支援計画 |
| [環境部] | ・生物多様性ひょうご戦略 |

(2) 新規に策定するもの(1計画)

- | | |
|----------|-------------------|
| [まちづくり部] | ・(仮称)ひょうご都市計画ビジョン |
|----------|-------------------|

計 11計画

(参考) 令和5年度中に議決対象として決定されているもの(1計画)

- | | |
|-------|----------------------|
| [福祉部] | ・ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針 |
|-------|----------------------|

令和6年度及び令和7年度前半に策定・改定予定の計画

1 既存計画を改定するもの（10計画）

(1) 現在、議決対象に指定されているもの（3計画）

所管部門	計画名称	期間	内容	策定・改定期
企画部	兵庫県地域創生戦略	R7～11	まち・ひと・しごと創生法、及び兵庫県地域創生条例に基づき、人口が減少しても地域の活力を維持し、将来への希望を持てる「地域創生」実現に向けた具体的な対策を定める総合戦略 ・地域の元気づくり、社会増対策、自然増対策 等	R7.3
福祉部	ひょうご子ども・子育て未来プラン	R7～11	こども基本法、及び子ども・子育て支援法に基づき、少子対策・子育て支援に関する政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画 ・基本理念と目標、推進方策、就学前の教育、保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画 等	R7.3
環境部	兵庫県環境基本計画	R7～12	環境の保全と創造に関する条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画 ・基本理念、施策展開の方針、具体的施策の展開、環境指標 等	R7.3

(2) 現在、議決対象に指定されていないもの（7計画）

所管部門	計画名称	期間	内容	策定・改定期
企画部	スマート兵庫戦略	R7～ (未定)	官民データ活用推進基本法に基づき、県全域でデジタル実装を加速化し、県民誰もがデジタルの恩恵を享受でき、自らのニーズに応じたサービスを選択できる「スマート兵庫」の実現に向けた戦略 ・直近の環境変化、県の取組状況を踏まえた重点的、優先的施策 等	R7.3
福祉部	兵庫県社会的養育推進計画	R7～11 (後期5年)	国の策定要領に基づき、改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた工程と数値目標を示す計画 ・当事者である子どもの権利擁護の取組や市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 等	R7.3
保健医療部	兵庫県アレルギー疾患対策推進計画	R7～11 (5年)	アレルギー疾患対策基本法に基づき、アレルギー疾患をめぐる課題に的確に対応するため、アレルギー疾患対策にかかる施策の方向性を示し、総合的な取り組みを推進するための計画 ・国指針「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」や現状等を踏まえた数値目標及び内容 等	R7.3

保健医療部	兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画	R7～12 (6年)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、兵庫県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置の明示、及び市町行動計画作成の際の基準となる事項等を定めた計画 ・医療、住民生活、地域経済を対象分野とし、国民の生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関する内容 等	R7.4
産業労働部	兵庫県地域未来投資促進基本計画	R7～11 (5年)	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、地域経済を牽引する事業の内容や目標等について定める計画 ・地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項 ・地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項 等	R7.3
産業労働部	ひょうご本社機能立地支援計画	R7～11 (5年)	地域再生法に基づき、地方における本社機能の強化を行う事業（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）の内容や目標等について定める計画 ・地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が実施可能な区域（地方活力向上地域等） ・地域再生を図るために自治体が行う事業 等	R7.3
環境部	生物多様性ひょうご戦略	R7～12 (6年)	生物多様性基本法に基づき、県民、事業者、行政等の各主体が生物多様性の保全及び持続可能な利用等に係る目標を共有し、役割分担と応分の負担のもと協働し、自発的かつ積極的に生物多様性の保全等に取り組むための戦略 ・ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現、県産県消、バイオマスなど地域資源の利活用 等	R7.3

2 新規に策定するもの（1計画）

所管部局	計画名称	期間	内容	策定・改定期
まちづくり部	(仮称) ひょうご都市計画ビジョン	R6～15 (10年)	まちづくり基本方針に基づき、広域的な視点に立ち、都市づくりの目標等を定めた方針 ・持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり、誰もが安全安心に暮らせる都市づくりの方向性 等	R7.2

(参考) 令和5年度中に議決対象として決定されているもの（1計画）

所管部局	計画名称	期間	内容	策定・改定期
福祉部	ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針	R7～11 (5年程度)	ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例及び障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例に基づき、基本構想と実施計画を定める総合指針 ・めざすべき社会像実現のための基本理念、目標や施策 等	R7.3

3 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条に基づき、議決対象外の計画

<特定の地域を対象とする計画>

- ・円山川地域森林計画（改定）（R7～R16）【R6 年度中策定予定】

森林法に基づき、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となる計画

- ・兵庫県栄養塩類管理計画（改定）（未定）【R7 年秋頃改定予定】

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海の生物多様性及び生産性の確保のための栄養塩類増加措置の計画的な実施に関する計画

- ・姫路港東播磨港港湾脱炭素化推進計画（策定）（R7～概ね25年）【R6 年度中策定予定】

港湾法に基づき、2050年までに温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すため、姫路港・東播磨港において、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等の具体的な取組みについて定める計画

<計画期間が5年未満の計画>

- ・地域安全まちづくり推進計画（改定）（R7～R9）【R7.3 改定予定】

地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画

- ・ユニバーサル社会づくり兵庫県率先行動計画（改定）（R7～R9）【R7.3 改定予定】

ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針に基づき、県職員一人ひとりが率先して取り組むべき具体的な行動を示す計画

(参考) 基本計画条例における議決対象計画

ひょうごビジョン 2050

兵庫県地域創生戦略

少子高齢社会福祉ビジョン

ひょうご 21 世紀交通ビジョン

ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針

兵庫県環境基本計画

ひょうご教育創造プラン

ひょうご農林水産ビジョン

兵庫県健康づくり推進プラン

兵庫県スポーツ推進計画

まちづくり基本方針

ひょうご経済・雇用戦略

ひょうごインフラ整備基本方針

芸術文化振興ビジョン

ひょうご子ども・子育て未来プラン

兵庫県男女共同参画計画

ひょうご多文化共生社会推進指針

兵庫県住生活基本計画

兵庫県国土利用計画

兵庫 2030 年の展望